委員会委任規則(EU) 2017/2055

[参考訳]

2018年2月3日 明治大学法学部教授 夏 井 高 人

* * *

Commission Delegated Regulation (EU) 2017/2055 of 23 June 2017 supplementing Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council with regard to regulatory technical standards for the cooperation and exchange of information between competent authorities relating to the exercise of the right of establishment and the freedom to provide services of payment institutions (OJL 294, 11.11.2017, p.1-25) に基づき、翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記のEur-lex のWeb サイトから入手した。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R2055 [2018 年 2 月 2 日確認]

委員会委任規則(EU) 2017/2055(以下「規則(EU) 2017/2055」という。)は、決済サービス指令(EU) 2015/2366(OJL 337, 23.12.2015, p.35-127)を補完するための規則である。関連法令としては、電子マネー指令 2009/110/EC(OJL 267, 10.10.2009, p.7-17) 等がある。

規則(EU) 2017/2055 は、前文、条文及び別紙の3 つの部分で構成されている。この参考訳においては、規則(EU) 2017/2055 の前文、条文及び別紙(別紙Iの URL 記載部分を除く。)の全文を訳出した。別紙Iの URL 記載部分の詳細については、EU 官報上の規則(EU) 2017/2055 の別紙Iを参照されたい。Eur-lexの Web サイト上の HTML 表示では、省略された簡略な形式で表示されている。

なお、この別表 I は、欧州各国における個人識別番号及び法人識別番号の実情をほぼ網羅的に知るためにも重要な資料の 1 つである。日本国における個人識別番号と関連する議論の多くは、米国、ドイツ、フランス等の主要先進各国の法制度のみを前提とするものであるが、今後、その学術上の方法論の根本的な部分において改善を要すると思われる。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

ただし、意訳の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも規則(EU) 2017/2055 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報

雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

(この参考訳を作成する際に考慮した事項)

「passport」とは、ある構成国に本拠地のある企業が別の構成国においてその企業活動を営む権利を 行使できる法的地位にあることを意味する。その定義は、規則(EU) 2017/2055 の第2条にある。 この参考訳においては、「passport」を「パスポート」とカタカナ表記することにした。

「identification」は、文脈により、「識別名」等と訳し分けることにした。

規則(EU) 2017/2055 の第 1 条第 1 項及び第 2 項に「Directive 2015/2366/EC」とあるのは、「Directive (EU) 2015/2366」の明らかな誤りであるので、そのように解した上で訳すことにした。規則(EU) 2017/2055 の第 6 条第 1 項(f)に「the branch notification」とあるのは、「the branch passport application」の誤りであり、第 10 条第 1 項(g)に「the agent passport notification」とあるのは、「the agent passport application」の誤りであると解されるので、そのように解した上で訳すことにした。別紙 II の項目 19 の回答欄 3 の柱書に「user's payment provider」とあるのは、「user's payment service provider」の誤記と思われるので、そのように解した上で訳すことにした。

規則(EU) 2017/2055 の別紙 I のエストニアの自然人 ID 番号フォーマット欄の記載は誤りと考えられるが、原文のまま訳すことにした。

以上のほかは、後掲決済サービス指令(EU) 2015/2366 の参考訳の冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

決済サービス指令(EU) 2015/2366 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 2 号 1~115 頁にある。電子マネー指令 2009/110/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 12 号 1~23 頁にある。電子商取引指令 2000/31/EC の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 1 号 110~141 頁にある。電子識別規則 (EU) No 910/2014 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 10 号 147~196 頁にある。指令(EU) 2015/849 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 2 号 140~198 頁にある。指令(EU) 2017/1564 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 11 号 27~41 頁にある。指令 2009/24/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 11 号 51~62 頁にある。2006/115/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 11 号 63~76 頁にある。指令 2006/116/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 11 号 88~90 頁にある。指令 2012/28/EU の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 11 号 105~120 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、同参考訳の冒頭部分に掲記した文献を参考にした。

* * *

事業活動の権利及び決済機関のサービス提供の自由の行使と関連する

職務権限を有する機関の間の協力及び情報交換のための法定技術基準に関し、

欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/2366 を補完する

2017年6月23日の委員会委任規則(EU) 2017/2055

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

域内市場における決済サービスに関する、並びに、指令 2002/65/EC、指令 2009/110/EC、指令 2013/36/EU 及び規則(EU) No 1093/2010を改正し、指令 2007/64/EC を廃止する欧州議会及び理事会 の 2015 年 11 月 25 日の指令(EU) 2015/2366¹、並びに、とりわけ、その第 28 条第 5 項に鑑み、以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) 職務権限を有する機関の間の協力を拡大するため、そして、国境を越えて事業活動の権利及び サービス提供の自由を行使することを予定している決済機関のための一貫性があり、かつ、効率 的な通知プロセスを確保するためには、共通の用語及び標準的な通知テンプレートを含め、ホ ーム構成国及びホスト構成国の職務権限を有する機関の間の協力のため、及び、情報交換のた めの、協力の手法、手段及び内容を定める枠組み、とりわけ、提出される情報の範囲及び取り扱 いを定める枠組みを定める必要がある。
- (2) 共通の用語及び標準的な通知テンプレートの目的のために、別の構成国内でその活動を行おうとしている決済機関に関し、支店申請、サービス申請及び代理人申請の間の明確な区別を行うために、幾つかの技術用語を定義する必要がある。
- (3) ホーム構成国の職務権限を有する機関とホスト構成国の職務権限を有する機関との間のパスポート申請の通信の言語及び手段を包摂する標準的な手続を確立することは、事業活動の権利及びサービス提供の自由の行使を容易にし、そして、ホーム構成国及びホスト構成国の職務権限を有する機関のそれぞれの職務と職責の遂行の効率性を容易にする。
- (4) ホーム構成国の職務権限を有する機関は、パスポート通知の品質を確保するため、別の構成国内でサービスを提供することを予定している決済機関から提出された情報の正確性及び完全性を評価することを要求されなければならない。この目的のために、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、識別、通信及び喪失した要素または不正確な要素の送付のプロセスを容易なものとするため、パスポート申請が不完全または不正確であるとみなされる特定の側面について、決済機関に対して通知しなければならない。更に、完全性及び正確性の評価は、ホーム構成国の職務権限を有する機関によって完全かつ正確であると評価される情報を含むパスポート申請の受領の日に開始したものとして、指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 2 項第 1 副項及び第 28 条第

¹ OJ L 337, 23.12.2015, p.35.

- 3項第1副項にそれぞれ示す1か月の期間及び12か月の期間を明確に定めることによって、効率的な通知プロセスを確保しなければならない。
- (5) 欧州議会及び理事会の規則(EU) No 1093/2010¹の第 19 条に従い、異なる構成国の職務権限を有する機関の間の合意不成立の解決手続が開始された場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、決済機関に対し、同条に基づく解決があるまで、そのパスポート申請に関する決定が延期されることを通知しなければならない。
- (6) 効率的かつ円滑な通知プロセスを確保し、ホーム構成国とホスト構成国の職務権限を有する機関が、指令(EU) 2015/2366 に従ってそれらの機関それぞれの審査を遂行できるようにするため、パスポート申請と関係して職務権限を有する機関の間で共有される情報は、支店パスポート申請、代理人パスポート申請及びサービスパスポート申請として、それぞれ明確に定義されなければならない。そのような情報の送付のための標準テンプレートを提供することも適切なことである。それが可能なときは、それらのテンプレートは、法人のための法人登録識別子を含めるものともしなければならない。
- (7) 異なる構成国内において国境を越えて業務を行う決済機関の識別を容易にするため、決済機関、ホスト構成国内において決済サービスを提供する決済機関によって営まれるその支店または代理人を識別するために各構成国内において使用される関連ユニーク識別番号のフォーマットを定めることが適切である。
- (8) 別の構成国においてその活動を行っている決済機関が当初の申請において通知した情報を変更する場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 4 項に従い、その変更によって影響を受ける情報のみをホスト構成国の職務権限を有する機関に対して送付しなければならない。
- (9) 欧州議会及び理事会の指令 2009/110/EC²の第 6 条第 1 項(a)に従い、電子マネー機関は、電子マネーの発行に加え、決済サービスの提供をする資格がある。更に、同指令の第 3 条第 1 項に従い、決済機関のパスポート申請のための手続は、準用して、電子マネー機関に適用される。指令 2009/110/EC の第 3 条第 4 項もまた、その機関の代わりに行動する自然人または法人を介して別の構成国内において電子マネーを流通させる電子マネー機関に対し、決済機関のパスポート通知のための条項が準用して適用されることを定めている。指令 2009/110/EC の第 3 条第 5 項は、電子マネー機関が代理人を介して電子マネーを発行してはならないと定めているが、それらの機関は、指令(EU) 2015/2366 の第 19 条に定める条件に服する代理人を介して決済サービスを提供することが認められている。それゆえ、電子マネー機関が遂行する資格をもつ活動の適用可能な枠組みに従い、決済サービスの提供のための代理人を営むことによる場合、または、別の構成国内においてそれらの機関の代わりに行動する流通事業者を介して電子マネーを流通させ、または、決済することによる場合を含め、事業活動の権利またはサービス提供の自由を行使することを予定している電子マネー機関からのパスポート申請と関係する情報に関し、職務権限を有する機関の間の通知が容易なものとされなければならない。

 ¹ 欧州監督機関(欧州銀行機関)を設置し、決定 No 716/2009/EC を改正し、及び、委員会決定 2009/78/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2010 年 11 月 24 日の規則(EU) No 1093/2010 (OJL 331, 15.12.2010, p.12)
2 電子マネー機関の業務の開始、遂行及び健全性監督、指令 2005/60/EC 及び 2006/48/EC の改正並びに指令 2000/46/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2009 年 9 月 16 日の指令 2009/110/EC (OJL 267, 10.10.2009, p.7)

- (10) この規則は、欧州銀行監督庁(EBA)から欧州委員会に対して提出された法定技術基準案に基づくものである。
- (11) EBA は、この規則が基礎とする法定技術基準案に関し、オープンなパブリックコンサルテーションを行い、潜在的な関連費用及び利益を分析し、そして、規則(EU) No 1093/2010 の第 37 条に従って設置された銀行利害関係者グループに意見を求めた。

第1章 一般規定

第1条 適用範囲

- 1. この規則は、指令(EU) 2015/2366 の第 28 条に従い、決済機関による事業活動の権利及びサービス 提供の自由の行使のための通知に関するホーム構成国及びホスト構成国の職務権限を有する機関の 間の協力及び情報交換に関する規定を定める。
- 2. この規則は、指令 2009/110/EC の第3条第1項、第4項及び第5項並びに指令(EU) 2015/2366の第111条に従い、それらの機関が自然人または法人の関与によって電子マネーを流通させる場合を含め、電子マネー機関による事業活動の権利及びサービス提供の自由の行使のためのホーム構成国及びホスト構成国の職務権限を有する機関の間の通知に対し、準用して適用される。
- 3. この規則に定める協力のための枠組みに基づく職務権限を有する機関の間の情報交換の適用範囲及び取り扱いは、指令(EU) 2015/2366 に定めるホーム構成国及びホスト構成国の権限に関し、いかなる結果ももたらさない。

第2条 定義

この規則の目的のために、以下の定義が適用される:

- (a) 「パスポート申請」とは、支店パスポート申請、サービスパスポート申請または代理人パスポート申請のことを意味し;
- (b) 「支店パスポート申請」とは、別の構成国内において支店を設けることを望む認可された決済機関による指令(EU) 2015/2366の第28条第1項に従って行われる申請のことを意味し;
- (c) 「サービスパスポート申請」とは、別の構成国内においてサービスを提供しようとする認可された 決済機関による指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 1 項に従って行われる申請のことを意味し;
- (d) 「代理人パスポート申請」とは、指令(EU) 2015/2366 の第 19 条第 5 号に示す代理人を営むことにより、別の構成国内においてサービスを提供しようとする認可された決済機関による同指令の第 28 条第 1 項に従って行われる申請のことを意味する。

第3条 一般的な要件

- 1. 第1条第1項に示す通知は、別紙 II、別紙 II、別紙 V 及び別紙 VI に定めるテンプレートにより送付される。
- 2. 第1条第2項に示す通知は、別紙 II、別紙 III、別紙 V 及び別紙 VI に定めるテンプレートにより送付される。
- 3. 電子マネー機関が自然人または法人の関与によって電子マネーを流通させる場合、第1条第2項に示す通知は、別紙 IV 及び別紙 VI に定めるテンプレートにより送付される。
- 4. 第1項、第2項及び第3項に示すテンプレート並びにそれらに含められる情報は、以下の要件を遵守する:
- (a) それらは、書面により、かつ、ホーム構成国及びホスト構成国の両者の職務権限を有する機関によって承認された言語による:
- (b) その決済機関が決済サービスを提供することを予定しているホスト構成国の職務権限を有する機関によって電子的な手段が承認されており、それらの職務権限を有する機関によって電子的な受信確認が後に行われる場合、それらは、電子的な手段で送付され、または、受取確認付きの郵便で送付される。
- 5. 各職務権限を有する機関は、他の職務権限を有する機関に対し、以下の情報を利用できるようにする:
- (a) 第4項の(a)に従い、承認された言語;
- (b) 電子的な手段で申請が行われる場合、情報及びテンプレートが送付される先の電子メールアドレス、または、郵便による申請の場合、情報及びテンプレートが送付される先の住所。

第4条 完全性及び正確性の審査

- 1. 決済機関からパスポート申請を受領した後、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、指令(EU) 2015/2366 の第28条第1項により提供される情報の完全性及び正確性を審査する。
- 2. 申請の際に提供された情報が第 1 項により不完全または不正確と評価される場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、その決済機関に対し、遅滞なく、その情報が不完全または不正確と判断される点を示して、通知しなければならない。
- 3. 指令(EU) 2015/2366 の第28条第2項第1副項に示す期限及び第28条第3項第1副項に示す期限は、完全かつ正確なパスポート申請の受領の日に開始したものとみなされる。

第5条 職務権限を有する機関の間の合意不成立の解決

指令(EU) 2015/2366 の第 28 条による決済機関からのパスポート申請に関し、同指令第 27 条に従い、異なる構成国の職務権限を有する機関の間で合意不成立の解決手続が開始された場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、その決済機関に対し、規則(EU) No 1093/2010 の第 19 条に基づく解決があるまで、その申請に関する決定を延期することを通知する。

第2章 支店パスポート申請

第6条 送付されるべき情報

- 1. 指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 2 項第 1 副項の目的のために、決済機関から支店パスポート申請書が提出されたときは、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、以下の情報を通知する:
- (a) 第4条に従い、その決済機関からの完全かつ正確なパスポート申請の受領日;
- (b) その決済機関が業務遂行を予定している構成国:
- (c) パスポート申請のタイプ;
- (d) 名称、住所、及び、それが適用可能なときは、別紙Iに示すフォーマットに従い、ホーム構成国におけるその決済機関の認可番号及びユニーク識別番号;
- (e) それが利用可能なときは、その決済機関の法人識別子:
- (f) 支店パスポート申請書を提出している決済機関内における連絡担当者の識別名及び連絡先;
- (g) ホスト構成国内に設置される支店の住所;
- (h) ホスト構成国内に設置される支店の経営に責任を負う者の識別名及び連絡先;
- (i) ホスト構成国内で提供される決済サービス;
- (i) ホスト構成国内に設置される支店の組織構成;
- (k) 最初の 3 予算年度における予算見込額を含め、その支店が、ホスト構成国内において健全に業務遂行するための適切かつ比例的なシステム、資源及び手続を稼働させることができることを示す事業計画;
- (I) 業務管理手続及びリスク管理手続を含め、その決済機関の経営体制、管理の仕組み及び手続が ホスト構成国における決済サービス事業との関係において比例的であり、適切であり、健全であり、 かつ、十分であることを示し、かつ、欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/849¹に基づく資金洗 浄及びテロリスト資金提供に関する義務を遵守するその支店の経営体制及び内部管理の仕組み の記述。
- 2. 決済機関が、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対してそのホスト構成国内の別の組織に決済サービスの運用機能をアウトソースする予定を通知していた場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、しかるべく通知する。

第7条 情報の送付

- 1. ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、別紙 II に定めるテンプレートを用いて、第 6 条に示す情報を送付し、かつ、その決済機関に対し、その情報を送付したことを通知する。
- 2. 行われるべき通知が複数存在するときは、職務権限を有する機関は、別紙Ⅱに定める欄を用いて、

¹ 資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のための金融システムの利用の防止に関する、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 648/2012 を改正し、欧州議会及び理事会の指 2005/60/EC 及び委員会指令 2006/70/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2015 年 5 月 20 日の指令(EU) 2015/849 (OJ L 141, 5.6.2015, p.73)

集約された情報を通知する。

第8条 申請の変更の通知

- 1. 指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 4 項に従い、決済機関が、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対し、従前の申請と関連する変更を通知する場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、それらの関連する変更を通知する。
- 2. 第 1 項の目的のために、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、その変更によってこの規則の別紙 II に定めるテンプレートが影響を受ける部分のみをまとめ、関連する変更を送付する。

第9条 支店の活動の開始に関する情報

指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 3 項第 3 副項の目的のために、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、遅滞なく、この規則の別紙 VI に定めるテンプレートを用い、決済機関がホスト構成国内においてその活動を開始する日を通知する。

第3章 代理人パスポート申請

第10条 送付されるべき情報

- 1. 指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 2 項第 1 副項の目的のために、決済機関から代理人パスポート申請書が提出されたときは、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、以下の情報を通知する:
- (a) 第4条に従い、その決済機関からの完全かつ正確なパスポート申請の受領日;
- (b) その決済機関が、代理人が関与する業務遂行を予定している構成国:
- (c) パスポート申請のタイプ;
- (d) そのパスポート申請の性質、及び、ホスト構成国内の代理人の使用が設立を伴わない場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関によってその審査の際に考慮に入れられた事情の記述;
- (e) 名称、住所、及び、それが適用可能なときは、別紙Iに示すフォーマットに従い、ホーム構成国におけるその決済機関の認可番号及びユニーク識別番号;
- (f) それが利用可能なときは、その決済機関の法人識別子:
- (g) 代理人パスポート申請書を提出している決済機関内における連絡担当者の識別名及び連絡先:
- (h) その決済機関によって営まれる代理人の識別名及び連絡先:
- (i) それが適用可能なときは、別紙 I に示すフォーマットに従い、その代理人が所在している構成国におけるその代理人のユニーク識別番号;
- (j) 指令(EU) 2015/2366 の第 29 条第 4 項に従って指名されている場合、それが適用可能なときは、 中央連絡場所について職責を負う者の識別名及び連絡先;
- (k) ホスト構成国内において代理人が関与して提供される決済サービス:

- (I) 指令(EU) 2015/849 に基づく資金洗浄及びテロリスト資金提供に関する義務を遵守するためにその代理人によって適用されることになる内部管理の仕組みの記述:
- (m) 役職者及びその代理人の管理運営について責任を負う者の識別名及び連絡先、並びに、決済 サービスプロバイダ以外の代理人に関しては、それらの者が適切かつ適正な者であることの証 拠。
- 2. 決済機関が、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対してそのホスト構成国内の別の組織に決済サービスの運用機能をアウトソースする予定を通知していた場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、しかるべく通知する。

第11条 情報の送付

- 1. ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、別紙 III に定めるテンプレートを用いて、第 10 条に示す情報を送付し、かつ、その決済機関に対し、その情報を送付したことを通知する。
- 2. 行われるべき通知が複数存在するときは、職務権限を有する機関は、別紙 III に定める欄を用いて、 集約された情報を通知する。

第12条 申請の変更の通知

1. 指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 4 項に従い、決済機関が、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対し、従前の代理人パスポート申請と関連する変更を通知する場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、それらの関連する変更を通知する。 2. 第 1 項の目的のために、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、その変更によってこの規則の別紙 III に定めるテンプレートが影響を受ける部分のみをまとめ、関連する変更を送付する。

第13条 代理人の活動の開始に関する情報

指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 3 項第 3 副項の目的のために、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、遅滞なく、この規則の別紙 VI に定めるテンプレートを用い、決済機関がホスト構成国内においてその活動を開始する日を通知する。

第4章 サービスパスポート申請

第14条 送付されるべき情報

- 1. 指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 2 項第 1 副項の目的のために、決済機関からサービスパスポート申請書が提出されたときは、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、以下の情報を通知する:
- (a) 第4条に従い、その決済機関からの完全かつ正確なパスポート申請の受領日;

- (b) その決済機関が業務遂行を予定している構成国;
- (c) パスポート申請のタイプ;
- (d) 名称、住所、及び、それが適用可能なときは、別紙Iに示すフォーマットに従い、ホーム構成国におけるその決済機関の認可番号及びユニーク識別番号;
- (e) それが利用可能なときは、その決済機関の法人識別子:
- (f) サービスパスポート申請書を提出している決済機関内における連絡担当者の識別名及び連絡 先:
- (g) ホスト構成国内においてサービスの提供を開始する予定日:
- (h) ホスト構成国内で提供される決済サービス。
- 2. 決済機関が、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対してそのホスト構成国内の別の組織に決済サービスの運用機能をアウトソースする予定を通知していた場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、しかるべく通知する。

第15条 情報の送付

- 1. ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、別紙 V に定めるテンプレートを用いて、第 14 条に示す情報を送付し、かつ、その決済機関に対し、その情報を送付したことを通知する。
- 2. 行われるべき通知が複数存在するときは、職務権限を有する機関は、別紙 V に定める欄を用いて、 集約された情報を通知する。

第16条 サービスパスポート申請の変更の通知

- 1. 指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 4 項に従い、決済機関が、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対し、従前のサービスパスポート申請と関連する変更を通知する場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、それらの関連する変更を通知する。
- 2. 第 1 項の目的のために、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対し、その変更によってこの規則の別紙 V に定めるテンプレートが影響を受ける部分のみをまとめ、関連する変更を送付する。

第5章 最終規定

第17条 発効

この規則は、EU 官報上で公示された翌日から 20 日目に発効する。

この規則は、その全体について拘束力があり、かつ、全ての構成国において直接に適用される。

2017年6月23日にブリュッセルにおいて行われた。

欧州委員会として

議長 Jean-Claude Juncker

別紙I

各構成国における適切なユニーク識別番号のフォーマット

	法	人	自然	
構成国	ID 番号タイプ	ID 番号フォーマッ	ID 番号タイプ	ID 番号フォーマット
		1		
	登録されている場合:会	最大6数字+1チェッ	登録されていない場合:	
オーストリア	社登録番号	ク符号	付加価値税番号(UAT番	_
			号)	
	KBO/BCE 番号	0+VAT 番号	KBO/BCE 番号	10 数字
	(KBO=十字路企業デー	(例:0 XXX XXX	(KBO=十字路企業デー	(0+9 数字 VAT 番号)
ベルギー	タベース(蘭); BCE=十	XXX)	タベース(蘭); BCE=十	
	字路企業データベース		字路企業データベース	
	((4))		(仏))	
	ブルガリア商業登記法第	9数字	ブルガリア商業登記法第	9数字
ブルガリア	23条第1項により規律さ		23条第1項により規律さ	
	れる統一識別コード		れる統一識別コード	
	OIB(会計番号;個人識	11 数字	OIB	11 数字
クロアチア	別番号)	(10 任意数字+1 チェ	(会計番号;個人識別番	(10任意数字+1チェッ
		ック数字)	号)	ク数字)
J-7°	課税識別番号(TIN)	8数字+1符号	課税識別番号(TIN)	8数字+1符号
キプロス		(例:9999999L)		(最初の数字は常に0)
チェコ共和国	個人識別番号(IČO)	8数字	個人識別番号(IČO)	8数字
7 工一共作四		(例:12345678)		(例:12345678)
デンマーク	企業登録番号(CVR 番	8数字	個人登録番号(CPR 番	「12345-67890」の書式
724-9	号)	(例:12345678)	号)	による 10 数字
	会社商業登記簿 Web サ	8数字	個人識別番号(ID コー	個人識別番号(ID コー
エストニア	イトでアクセス可能な会		ド)	ド)
	社登録コード			
	ローカル企業 ID または	ローカル企業 ID:7 数		
	国際 VAT 番号	字+ダッシュ+管理		
フィンランド		記号(例:1234567-8)	_	_
		VAT 番号:8 数字(例:		
		FI12345678)		
フランス	SIREN	9数字	SIREN	9数字
	登録されている場合:	HRA xxxx	登録されていない場合:	9数字を伴う
ドイツ	商業登録番号(HReg-	HRB xxxx	納税者番号(USt-IdNr)	DExxxxxxxx
	Nr)	GnR xxxx		

		PR xxxx		
		VR xxxx		
		異なる長さの番号を伴		
		い、(法)人のタイプに		
		より、適用可能なフォ		
		ーマットを選択		
	納税識別番号(TIN -	9数字	納税識別番号(TIN -	9 数字
ギリシア	AΦM)	7 % 1	AΦM)	7 % 1
	会社登録番号	番号(#######)	個人企業登録番号	 番号(########);
ハンガリー	云江亞城田力	省 (個人保有のための会社	番号(#######)
7 4 20			登録番号	宙力(************************************
アイスランド			立水田力	
	△九茲⁄母巫□.		_	
アイルランド	会社登録番号	6 数字	- 0.115/ F = 2-12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -	
	登録番号	5数字	OAM(与信行為及びク	16文字の英数コード
2222			レジットカード決済の代	(「SP」の文字に続けて
イタリア			行者リスト管理団体)の	数字)
			Web サイトで利用可能な	
			会計コード	
	納税登録番号	11 数字	個人ID番号(XXXXX-	納税登録番号:11 数字
ラトビア			XXXXXX)、または、納	
7127			税者(個人事業者)の場	
			合、納税登録番号	
	利用可能な場合、その組	接頭辞 FL+11 数字	個人識別番号	最大12数字
リヒテンシュタイン	織の法人番号、または、	(FL-XXXX.XXX.XX		
907004740	利用可能でない場合:商	X-X)		
	業登録番号			
	リトアニア共和国の登録	9 数字(2004 年までは	納税者コードー名及び	名及び姓(文字)
	センターによって管理さ	7数字だった)	姓(納税者コードは個人	
111	れる法人登録簿からの		コードとみなされる;ただ	
リトアニア	企業コード		し、データ保護上の理由	
			により、通常は開示され	
			ない)	
	会社登録番号	文字Bに続けて6数	社会保険番号	13 数字
2 h ha - 2 h		字		(最初の 8 数字は個人
ルクセンブルク		(例:B 123456)		の出生目:YYYYMM
				DD)
	会社登録番号	文字Cに続けて5数	身分証明書番号または	6 数字と大文字の文字
マルタ		字(例:C28938)	パスポート番号	(例:034976M)、また
				は、6数字(例:728349)
				は、6数字(例:728349)

	商工会議所番号(KvK番	8数字	商工会議所番号(KvK番	8数字
オランダ	号)	0 32 1	号)	0 3/1
	企業登録番号(組織番	9数字	国民識別番号/D番号	 11 数字(最初の 6 数字
ノルウェー	号)	(例:981 276 957)	国人吸加雷力/ 卫雷力	は、個人の出生日:
7/2/1	(a)	(1911.981 270 937)		
	10 10 (10		10 - 10 - (10 -	DD.MM.YY)
ポーランド	ポーランド NIP(ポーラン		ポーランド NIP(ポーラン	
	ド個人識別番号)		ド個人識別番号)	
ポルトガル	法人識別番号(NIPC)	9数字	会計識別番号(NIF)	9数字
ルーマニア	_	_	_	_
	会社登録番号(IČO)	8数字	会社登録番号(IČO)は、	8数字
スロバキア共和国		IČO-00 000 000	法人及び事業主に割り	IČO -00 000 000
			当てられる。	
	公法記録及び関連業務	10 数字	公法記録及び関連業務	10 数字
n	のためのスロベニア共		のためのスロベニア共	
スロベニア	和国の局によって割り当		和国の局によって割り当	
	てられる識別(登録)番号		てられる識別(登録)番号	
	LEIコード	以下のとおり 20 の符	NIF、または、納税者識	これは、9 の符号で構
		号で構成される:	別番号。	成される:8 数字及び末
		符号 1-4:各 LOU(口		尾チェックコードとして
		ーカル運用ユニット)		終点文字。
		に割り当てられる4文		
		字の接頭語。	非居住者であるスペイン	これは、1 文字(スペイ
		符号 5-6:0 にセットさ	人の個人、14 歳未満の	ン人の非居住者は
		れる保存領域。	スペイン人の個人、及	「L」、14 歳未満は「K」、
		符号 7-18: 透明性があ	び、税の過徴収の処理	非居住の外国人は
		り、健全であり、堅牢	を行う非居住外国人に関	「M _I)。
		な割り当てポリシーに		'IVI_]/ ₀
			しては:外国人に関し:	
スペイン		従い、LOU によって	NIF.	
		生成され、割り当てら	納税 ID 番号の構成に関	
		れるコードの組織識別	するより詳しい情報は、	
		部分。	以下のリンクで利用可能	
		符号 19-20:ISO 17442	である:	
		規格に示されている2	NIF(個人)及び NIF:	
		個のチェック用数字。	<省略>	
	存在しない場合:NIF 納	これは、以下の9の符		これは、9符号で構成さ
	税者識別ロード	号によって構成され		れる:最初の文字「X」
	納税者 ID 番号の構成に	る:		に続けて7数字及び末
	関するより詳しい情報			尾チェックコードとして
				終点文字。

	は、以下のリンクで利用	a) その法形式に関す		文字「X」の数的容量が
	可能である:	る情報を提供する文		尽きた場合、そのシー
	NIF(法人):	字		ケンスは、アルファベッ
	<省略>	A. 会社		ト順に続けられる(「Y」
		B. 有限責任会社		から始め、「Z」まで)。
		C. 一般組合		
		D. 有限責任組合		
		E. 共同保有及び		
		相続の際の承継		
		F. 協同組合		
		G. 協会		
		H. 建物保有者管		
		理組織		
		J. 民間企業		
		N. 外国の組織		
		P. 地方政府		
		Q. 行政機関		
		R. 宗教団体及び		
		宗教機関		
		S. 中央政府及び		
		自律的宗教組織		
		U. 法人格をもつ		
		共同事業体		
		V. 上記の一覧に		
		定義されていない		
		その他の者		
		W. 非居住組織に		
		より設立された恒		
		久的な組織		
		b) 任意の7数字		
		c) 法形式の相違に基		
		づく文字または数字		
		(チェックコード)		
スウェーデン	登録番号	NNNNN-XXXX	社会保険番号	YYMMDD-XXXX
英国	納税者識別番号(TIN)		納税者識別番号(TIN)	

別紙Ⅱ

決済機関及び電子マネー機関による支店パスポート申請と関係する情報交換のための通知テンプレート

1)	ホーム構成国	
2)	ホーム構成国の職務権限を有する機関の名称	
3)	決済機関/電子マネー機関からの完全かつ正確	DD/MM/YY
	な申請書のホーム構成国の職務権限を有する機関	
	による受領日	
4)	支店が設立される構成国	
5)	申請のタイプ	□最初の申請
		□従前の申請の変更
		□事業活動の終了/休止
6)	機関のタイプ	□決済機関
		□電子マネー機関
7)	決済機関/電子マネー機関の名称	
8)	決済機関/電子マネー機関の主たる事業所の住	
	所	
9)	(適用可能な場合)別紙 I に示すホーム構成国のフ	
	オーマットによる決済機関/電子マネー機関のユ	
	ニーク識別番号	
10)	(適用可能な場合)決済機関/電子マネー機関の	
	法人識別子(LEI)	
11)	(適用可能な場合)決済機関/電子マネー機関の	
	ホーム構成国認可番号	
12)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者	
13)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者の電	
	子メール	
14)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者の電	
	話番号	
15)	支店の住所	
16)	支店の経営に責任を負う者の識別名	
17)	支店の経営に責任を負う者の電子メール	
18)	支店の経営に責任を負う者の電話番号	
19)	提供される決済サービス	1. □決済口座に現金を入金できるようにするサー
		ビス、及び、決済口座を運営するために必要な
		全ての業務
		2. □決済口座から現金を払出しできるようにする
		サービス及び、決済口座を運営するために必要

			な全ての業務
		3.	利用者の決済サービスプロバイダまたは他の決
			済サービスプロバイダの決済口座への資金の
			移動を含め、決済処理の実行:
			a) 1 回限9の口座引落しを含め、口座引落し
			の実行口
			b) 支払用カードまたはそれに類する機器を
			介する決済処理の実行□
			c) 自動振替を含め、振替の実行口
		4.	資金が決済サービス利用者のための与信枠内
			にある場合の決済処理の実行:
			a) 1回限9の口座引落しを含め、口座引落し
			の実行口
			b) 支払用カードまたはそれに類する機器を
			介する決済処理の実行□
			c) 自動振替を含め、振替の実行口
			指令(EU) 2015/2366 の第 18 条第 4 項に従う与
			信の付与を含む:□はい□いいえ
		5.	□決済手段の発行
			□決済手段の代行
			指令(EU) 2015/2366 の第 18 条第 4 項に従う与
			信の付与を含む:□はい□いいえ
		6.	□送金
		7.	□決済指示サービス
		8.	□口座情報サービス
20)	提供される電子マネーサービス(電子マネー機関	□電	子マネーの発行
	に対してのみ適用可能	□電	ジェイン (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
21)	支店の組織構成の記述		
22)	その支店が、ホスト構成国内において健全に業務		
	遂行するための適切かつ比例的なシステム、資源		
	及び手続を稼働させることができることを示す事業		
	計画:		
	a. その支店の主たる目的及び事業戦略、並び		
	に、その支店がその機関の戦略、及び、そ		
	れが適用可能なときは、そのグループの戦		
	略にどのように貢献することになるのかの説		
	明;		
	b. 最初の3予算年度における予算見込額。		
23)	以下の項目で構成される経営体制及び内部管理		
	の仕組み:		

а	その機関、及び、それが適用可能などきは、
u.	そのグループの企業組織構造内におけるそ
	の支店の機能上及び法律上の上下関係並
	びに立場及び役割を含め、その支店の経営
	体制の記述;
b.	以下の項目を含め、その支店の内部管理の
	仕組みの記述:
	i. その支店の内部リスク管理手続、その
	決済機関/電子マネー機関、及び、
	それが適用可能なときは、そのグルー
	プの内部リスク管理手続との関連性;
	ii. その支店の内部監査体制の細目;
i	ii. 指令(EU) 2015/849 に基づき、ホスト構
	成国にある支店によって採用される対
	資金洗浄の手続の細目。
決済	サービス/電子マネーサービスの運用機能
のア	ウトソースの場合:
a.	運用機能がアウトソースされる組織の名称及
	び住所;
b.	運用機能がアウトソースされる組織内の連絡
	担当者の連絡先(電子メール及び電話番号)
c.	アウトソースされる運用機能のタイプ及び詳
	細な記述。
	i 決済 のア a. b.

別紙Ⅲ

代理人を用いる決済機関及び電子マネー機関によるパスポート申請と関係する情報交換のための 通知テンプレート

1)	ホーム構成国	
2)	代理人が決済サービスを提供するホスト構成国	
3)	ホーム構成国の職務権限を有する機関の名称	
4)	決済機関/電子マネー機関からの完全かつ正確	DD/MM/YY
	な申請書のホーム構成国の職務権限を有する機関	
	による受領日	
5)	申請のタイプ	□最初の申請
		□従前の申請の変更
		□代理人の追加
		□代理の終了
6)	申請の性質(ホーム構成国の職務権限を有する機	□事業活動の権利
	関の評価)	□以下の事情に基づくサービス提供の自由
7)	機関のタイプ	□決済機関
		□電子マネー機関
8)	決済機関/電子マネー機関の名称	
9)	決済機関/電子マネー機関の主たる事業所の住	
	所	
10)	(適用可能な場合)別紙 I に示すホーム構成国のフ	
	ォーマットによる決済機関/電子マネー機関のユ	
	二一夕識別番号	
11)	(適用可能な場合)決済機関/電子マネー機関の	
	法人識別子(LEI)	
12)	(適用可能な場合)決済機関/電子マネー機関の	
	ホーム構成国認可番号	
13)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者	
14)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者の電	
	子メール	
15)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者の電	
	話番号	
16)	代理人の詳細:	
	a. 法人の場合:	
	i. 名称	

	ii.	登録住所		
	iii.	(適用可能な場合)別紙 I に示す代理		
	III.	人が所在するホーム構成国のフォー		
		マットによるユニーク識別番号		
	iv.	(適用可能な場合)代理人の法人識別		
	IV.	子(LEI)		
	**	電話番号		
	v. vi.	電子メール		
	vi. vii.	適法な代表者の氏名、出生地及び出		
	VII.	進伝なれる名の氏石、田土地及び田 生日		
	b. 自然	送人の場合:		
	i.	氏名、出生地及び出生日		
	ii.	登録された営業住所		
	iii.	(適用可能な場合)別紙 I に示す代理		
		人が所在するホーム構成国のフォー		
		マットによるユニーク識別番号		
	iv.	電話番号		
	v.	電子メール		
17)	事業活動	の権利に基づく場合、指令(EU) 2015		
	/2366の第	29条第4項に従い、ホスト機関によって		
	既に指定	及びまたは要求されているときは、中央		
	連絡場所:			
	a. 代表	者の氏名		
	b. 住所	Î		
	c. 電話	潘号		
	d. 電子	ナール		
18)	提供される	決済サービス	1.	□決済口座に現金を入金できるようにするサー
				ビス、及び、決済口座を運営するために必要な
				全ての業務
			2.	□決済口座から現金を払出しできるようにする
				サービス及び、決済口座を運営するために必要
				な全ての業務
			3.	利用者の決済サービスプロバイダまたは他の決
				済サービスプロバイダの決済口座への資金の
				移動を含め、決済処理の実行:
				a) 1回限りの口座引落しを含め、口座引落し
				の実行□
				b) 支払用カードまたはそれに類する機器を
				介する決済処理の実行□
				c) 自動振替を含め、振替の実行口

		4. 資金が決済サービス利用者のための与信枠内
		にある場合の決済処理の実行:
		a) 1回限9の口座引落しを含め、口座引落し
		の実行□
		b) 支払用カードまたはそれに類する機器を
		介する決済処理の実行□
		c) 自動振替を含め、振替の実行□
		指令(EU) 2015/2366 の第 18 条第 4 項に従う与
		信の付与を含む:□はい□いいえ
		5. □決済手段の発行
		□決済手段の代行
		指令(EU) 2015/2366 の第 18 条第 4 項に従う与
		信の付与を含む:□はい□いいえ
		6. □送金
		7. □決済指示サービス
		8. □口座情報サービス
19)	欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/849 に基づ	
	く資金洗浄及びテロリスト資金提供に関する義務を	
	遵守するために決済機関/電子マネー機関によっ	
	て用いられることになる内部管理の仕組みの記述	
20)	役職者及びその代理人の管理運営について責任	
	を負う者の識別名及び連絡先	
21)	決済サービスプロバイダ以外の代理人に関し、役	□役職者及び決済サービスの提供において使用され
	職者及び決済サービスの提供において使用される	る代理人の管理運営について責任を負う者が適切な
	代理人の管理運営について責任を負う者が適切な	者であることを証明する決済機関によって収集された
	者であることを確保するために考慮された基準	証拠
		□決済機関から提供された情報を確認するための指
		令(EU) 2015/2366 の第 19 条第 3 項によりホーム構成
		国の職務権限を有する機関によって執られた活動
22)	決済サービス/電子マネーサービスの運用機能	
	のアウトソースの場合:	
	a. 運用機能がアウトソースされる組織の名称及	
	び住所;	
	b. 運用機能がアウトソースされる組織内の連絡	
	担当者の連絡先(電子メール及び電話番号)	
	c. アウトソースされる運用機能のタイプ及び詳	
	細な記述。	

別紙 IV

流通事業者を使用する電子マネー機関によるパスポート申請と関係する情報交換のための通知テンプレート

1)	ホーム構成国	
2)	電子マネーサービスが提供されるホスト構成国	
3)	ホーム構成国の職務権限を有する機関の名称	
4)	電子マネー機関からの完全かつ正確な申請書の	DD/MM/YY
	ホーム構成国の職務権限を有する機関による受領	
	日	
5)	申請のタイプ	□最初の申請
		□従前の申請の変更
		□流通事業者の追加
		□流通事業の終了
6)	申請の性質(ホーム構成国の職務権限を有する機	□事業活動の権利
	関の評価)	□以下の事情に基づくサービス提供の自由
7)	電子マネー機関の名称	
8)	電子マネー機関の主たる事業所の住所	
9)	(適用可能な場合)別紙Iに示すホーム構成国のフ	
	ォーマットによる電子マネー機関のユニーク識別	
	番号	
10)	(適用可能な場合)電子マネー機関の法人識別子	
	(LEI)	
11)	(適用可能な場合)電子マネー機関のホーム構成	
	国認可番号	
12)	電子マネー機関内の連絡担当者	
13)	電子マネー機関内の連絡担当者の電子メール	
14)	電子マネー機関内の連絡担当者の電話番号	
15)	流通事業者の詳細:	
	a. 法人の場合:	
	i. 名称	
	ii. 登録住所	
	iii. (適用可能な場合)別紙 I に示す流通	
	事業者が所在するホーム構成国のフ	
	オーマットによるユニーク識別番号	

	iv.	(適用可能な場合)流通事業者の法人	
		識別子(LEI)	
	v.	電話番号	
	vi.	電子メール	
	vii.	適法な代表者の氏名、出生地及び出	
		生日	
	b.	自然人の場合:	
	i.	氏名、出生地及び出生日	
	ii.	登録された営業住所	
	iii.	(適用可能な場合)別紙 I に示す流通	
		事業者が所在するホーム構成国のフ	
		オーマットによるユニーク識別番号	
	iv.	電話番号	
	v.	電子メール	
16)	流通事	工業者によって提供される電子マネーサービ	□流通
	ス		□電子マネーの決済
17)	欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/849 に基づ		
	く資金	洗浄及びテロリスト資金提供に関する義務を	
	遵守す	てるために電子マネー機関/流通事業者に	
	よって	用いられることになる内部管理の仕組みの	
	記述		
18)	電子~	マネーサービスの運用機能のアウトソースの	
	場合:		
	a.	運用機能がアウトソースされる組織の名称及	
		び住所;	
	b.	運用機能がアウトソースされる組織内の連絡	
	:	担当者の連絡先(電子メール及び電話番号)	
	c.	アウトソースされる運用機能のタイプ及び詳	

別紙V

代理人または流通事業者のないサービス提供の自由の申請と関係する情報交換のための通知テンプ レート

1)	ホーム構成国	
2)	電子マネーサービスが提供されるホスト構成国	
3)	決済機関/電子マネー機関からの完全かつ正確	DD/MM/YY
	な申請書のホーム構成国の職務権限を有する機関	
	による受領日	
4)	サービスが提供される構成国	
5)	申請のタイプ	□最初の申請
		□従前の申請の変更
		□事業活動の終了/休止
6)	機関のタイプ	□決済機関
		□電子マネー機関
7)	決済機関/電子マネー機関の名称	
8)	決済機関/電子マネー機関の主たる事業所の住	
	所	
9)	(適用可能な場合)別紙 I に示すホーム構成国のフ	
	オーマットによる決済機関/電子マネー機関のユ	
	ニーク識別番号	
10)	(適用可能な場合)決済機関/電子マネー機関の	
	法人識別子(LEI)	
11)	(適用可能な場合)決済機関/電子マネー機関の	
	ホーム構成国認可番号	
12)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者	
13)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者の電	
	子メール	
14)	決済機関/電子マネー機関内の連絡担当者の電	
	話番号	
15)	決済サービス/電子マネーサービスの提供の開	
	始予定日(指令(EU) 2015/2366 の第 28 条第 3 項に	
	示すホーム構成国の職務権限を有する機関の決	
	定の通知よりも前としてはならない)	